鳥取県特別支援学校教諭免許状取得に係る放送大学受講助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県特別支援学校教諭免許状取得に係る放送大学受講助成金(以下「本助成金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本助成金は、特別支援学校教諭免許状取得のために必要な単位修得に係る放送大学の講座を受講する際に必要な経費の一部を助成し、もって、受講生の負担を軽減し、特別支援学校教諭免許状の取得促進を目的として交付する。

(助成金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、県内国公立特別支援学校及び小学校、中学校、高等学校等に勤務する教諭に対し、別表に掲げる区分により、予算の範囲内で本助成金を交付する。
- 2 本助成金は、申請年度若しくは申請年度の前年度(前期を除く。)に放送大学を受講し成績通知書の交付を受けた者に対し、交付する。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本助成金の交付申請は、様式第1号によるものとする。
- 2 前項の申請書の提出は、毎年1月31日までに鳥取県教育委員会教育長に提出するものとする。
- 3 申請書には別表に掲げる書類を添付しなければならない。この場合においては、当該書類を規則第 5条第1号及び第2号に掲げる書類と見なす。

(交付決定の時期等)

- 第5条 本助成金の交付決定を規則第18条第1項による額の確定と併せておこなうこととし、原則として、交付申請を受けた後、審査を実施した日から、20日以内に行うものとする。
- 2 本助成金の交付決定通知は様式第2号によるものとする。

(実績報告の時期等)

第6条 規則第17条第1項の規定による報告は、規則第5条の交付申請書の提出をもって、報告があったものとみなす。

(雑則)

第7条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本助成金の交付について必要な事項は、鳥取県教育委員会教育長が別に定める。

附則

- この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の事業から適用する。
- この要綱は、平成31年3月18日から施行し、平成31年度の事業から適用する。

別表

	区 分	助成金額
(1)	半年間在学·1科目受講	9, 000 円
	(科目履修生)	(入学料 7,000 円+授業料 11,000 円)/ 2
(2)	半年間在学・2科目受講	14,500 円
	(科目履修生)	(入学料 7,000 円+授業料 11,000 円×2)/2
(3)	半年間在学・(科目履修生)	14,500 円
	2科目以上の受講	(入学料 7,000 円+授業料 11,000 円×2)/2
(4)	1年間在学・2科目受講	15,500 円
	(選科履修生)	(入学料 9,000 円+授業料 11,000 円×2)/2
(5)	1年間在学・(選科履修生)	15,500 円
	2科目以上の受講	(入学料 9,000 円+授業料 11,000 円×2) / 2

- *1 助成金額は、上限2科目を基準とした金額とする。
- *2 助成は申請順に行い、又予算の都合により減額、あるいは支給しない場合もある。